

各有料老人ホーム設置者
各サービス付き高齢者向け住宅登録事業者 } 様

群馬県健康福祉部介護高齢課長 島田 和之

有料老人ホーム等における新型コロナウイルス感染症対策の再徹底及び
首都圏からの新規入居者の受入れについて（通知）

新型コロナウイルスの感染拡大防止対策について、各施設において確実に取組を進めていただく中で、残念ながら複数の有料老人ホームにおいて感染が発生してしまいました。

高齢者施設における感染の発生は、クラスター（感染者集団）の発生等被害が甚大になること、及び仮に発生があった場合、保健所の指導のもと、設置者の責任において残された入居者の介護等を全面的に対応していただくことになることから、下記事項に留意の上、改めて施設及び職員の感染症対策の徹底をお願いします。

記

1. 日頃から入居者、職員及びその家族の健康状態の把握を行うこと。

【入居者】

- ・毎日の検温、食事等の際における体調の確認
- ・訪問介護など複数の事業所を利用している場合の事業所間の情報共有 等

【職員】

- ・出勤前後の検温、発熱等の症状が認められる場合の出勤停止の徹底
- ・いわゆるダブルワークについて管理者に報告
- ・行動記録の徹底（県HPのトップページに「行動記録票」の参考例あり）

2. 入居者及び職員について、一人でも新型コロナウイルス感染症が疑われる症状が出た場合は、速やかに保健所に報告すること。（あわせて県介護高齢課への報告もお願いします。）

【感染症が疑われる症状】

- ・発熱、強いだるさ（倦怠感）、息苦しさ（呼吸困難） 等

3. 毎日正午までに、県HPから「高齢者・障害児者施設入居者職員の発熱状況等報告システム」により、施設内の発熱状況を報告すること。

4. 特に感染が拡大している首都圏からの新規入居者の受入れについて、緊急事態宣言発令や他県への往来自粛要請下における社会全体への責任を斟酌した上で対応すること。

※別添「新規入居者受入れにおける留意事項」を参考にしてください。

事務担当
保健・居住施設係（電話：027-226-2566）
メール